（経営状況分析規程の記載事項）

第二十一条の七　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

（帳簿）

第二十一条の八　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七の経営状況分析に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、経営状況分析を行つた日から五年間保存しなければならない。

4　（略）

（経営状況分析結果の報告）

第二十一条の九　登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行つたときは、国土交通大臣の定める期日までに別記様式第二十五号の十八による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（準用）

第二十一条の十　第十七条の五、第十七条の十一から第十七条の十三まで及び第十七条の十五の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	（略）	（略）
	法第二十六条の八第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第一項
第十七条の十一	法第二十六条の十二	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二
	（略）	（略）
第十七条の十一及び第十七条の十五（見出しを含む。）		

（経営状況分析規程の記載事項）

第二十一条の七　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

（帳簿）

第二十一条の八　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六の経営状況分析に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、経営状況分析を行つた日から五年間保存しなければならない。

4　（略）

（経営状況分析結果の報告）

第二十一条の九　登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行つたときは、国土交通大臣の定める期日までに別記様式第二十五号の十五による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（準用）

第二十一条の十　第十七条の五、第十七条の八から第十七条の十まで及び第十七条の十二の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	（略）	（略）
	法第二十六条の七第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の七第一項
第十七条の八（見出しを含む。）、第十七条の十第一項及び第十七条の十二	登録講習実施機関	登録経営状況分析機関
第十七条の八	法第二十六条の十一	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一
	（略）	（略）
第十七条の八及び第十七条の十二（見出しを含む。）		